

広島市自転車都市づくり推進協議会開催要綱の改正について

1 要綱改正の理由

平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」に基づき、「自転車活用推進計画」を策定する必要があることから、「広島市自転車都市づくり推進計画（以下、「計画」という。）」の見直しを行うことで、本市の「自転車活用推進計画」の策定に代える予定としていることから、広島市自転車都市づくり推進協議会において計画の見直しについても意見交換を行うため。

2 要綱改正案

案のとおり

3 改正箇所

現行	改正	改正理由
(目的) 第1条 <u>自転車</u>が通勤・通学、買物、観光など様々な場面で活用できるよう、「<u>広島市自転車都市づくり推進計画</u>（以下、「<u>計画</u>」という。）」に基づき実施する各取組を着実かつ効果的に実施するため、学識経験者、関係団体及び関係機関等が意見交換を行うことを目的として、広島市自転車都市づくり推進協議会（以下、「<u>推進協議会</u>」という。）を開催する。	(目的) 第1条 <u>自転車の安全・安心・便利な利用環境の実現に向けて、自転車施策を総合的に推進するために本市が策定した「広島市自転車都市づくり推進計画</u>（以下、「<u>計画</u>」という。）」に基づく各取組について、学識経験者、関係団体及び関係機関等が意見交換を行うことを目的として、広島市自転車都市づくり推進協議会（以下、「<u>推進協議会</u>」という。）を開催する。	・本協議会において計画の見直しについても意見交換を行うため。
(意見交換) 第2条 推進協議会においては、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。 (1) <u>計画の実施プログラム</u>に位置づけた取組の実施内容に関すること (2) <u>計画の実施プログラム</u>の進捗状況に関すること (3) その他自転車都市づくりの推進方策に関すること	(意見交換) 第2条 推進協議会においては、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。 (1) <u>計画の見直しに関すること</u> (2) <u>計画</u>に位置づけた取組の実施内容に関すること (3) <u>計画</u>の進捗状況に関すること (4) その他自転車都市づくりの推進方策に関すること	・(1)について 本協議会において計画の見直しについても意見交換を行うため。 ・(2)、(3)について 見直し後の計画では実施プログラムは作成せず、計画本体に計画期間や期間中の具体的な取組を位置付ける予定のため。

広島市自転車都市づくり推進協議会開催要綱(案)

(目的)

第1条 自転車の安全・安心・便利な利用環境の実現に向けて、自転車施策を総合的に推進するため
に本市が策定した「広島市自転車都市づくり推進計画（以下、「計画」という。）」に基づく各
取組について、学識経験者、関係団体及び関係機関等が意見交換を行うことを目的として、広島
市自転車都市づくり推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 推進協議会においては、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の見直しに関すること
- (2) 計画に位置づけた取組の実施内容に関すること
- (3) 計画の進捗状況に関すること
- (4) その他自転車都市づくりの推進方策に関すること

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 推進協議会に、委員の互選により座長1名を置く。

- 2 座長は、推進協議会を進行する。
- 3 推進協議会に副座長を1名置き、座長が委員の中から選任する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 推進協議会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 推進協議会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者等の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、道路交通局自転車都市づくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、道路交通局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月 日から施行する。